

工場立地届出要領 (工場立地法)

志賀町商工観光課企業誘致対策室

目 次

第1	届出について	2
1	届出対象となる工場又は事業場の範囲	2
2	届出の種類	2
3	実施の制限（法第11条）	4
4	届出書類	5
5	届出部数及び提出先	6
第2	生産施設、環境施設について（準則）	7
1	生産施設、環境施設	7
	（1）新設工場の生産施設、環境施設	7
	（2）既存工場の生産施設、環境施設	8
2	工業団地の特例、工業集合地の特例について	12
	（1）工業団地の特例	12
	（2）工業集合地の特例	12
3	老朽化工場の建替えの配慮に関する規定	12
第3	届出書及び付属書類作成例	14
第4	用語等の解釈運用について	31

第1 届出について

1 届出対象となる工場又は事業場の範囲

(法第6条第1項、令第1条、第2条)

届出の対象となる工場（以下「特定工場」という。）は、製造業等に係る工場又は事業場（水力発電所又は地熱発電所を除く。）であって、一の団地内における敷地面積が 9,000 m²以上又は建築物の建築面積の合計が 3,000 m²以上であるものです。

(特定工場)

右記のいずれか一つに該当すれば、届出の対象となります。	一の団地内における敷地面積が 9,000 m ² 以上
	建築物の建築面積の合計が 3,000 m ² 以上

2 届出の種類

届出には、次のような種類があります。

届出の種類		根拠条文
新設	① 特定工場の新設（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途変更することにより特定工場となる場合を含む。）	法第6条第1項
変更	② 昭和49年6月28日に特定工場の設置をしている者、又は新設工事中の者が、昭和49年6月29日以後最初に行う変更	一部改正法 附則第3条第1項
	③ ①②の届出をした者が、その後行う変更	法第8条第1項
その他	④ 氏名等の変更（会社の名称、住所等）	法第12条第1項
	⑤ 譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継	法第13条第3項

(1) 新設の届出（法第6条第1項）

特定工場の新設を行う場合は、法第6条第1項の規定による届出が必要です。特定工場の新設には、敷地面積もしくは建築物の建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより、特定工場となる場合を含みます。

(2) 変更の届出（法第8条第1項、一部改正法附則第3条第1項）

① 昭和49年6月28日に設置されているか、新設の工事中の特定工場（以下「既存工場」という。）が、昭和49年6月29日以後に最初の変更を行う場合は届出が必要です。（一部改正法附則第3条第1項）

② 特定工場が、次のような変更を行う場合には届出が必要です。（法第8条第1項）

ア 特定工場における製品の変更

- a 日本標準産業分類における三ケタ分類に属する業種が、他の三ケタ分類に属する業種となるような変更が行われる場合
- b 生産施設面積率の準則値が変わるような業種の変更が行われる場合
- c 既存生産施設用敷地計算係数が変わるような業種の変更が行われる場合

イ 特定工場の敷地面積の変更

工場敷地を買い増す場合、一部を売却する場合、子会社・下請会社等に貸与する場合、公有水面を埋め立てる場合等、工場の敷地面積の増加又は減少する場合には変更の届出を要します。

ウ 特定工場の建築面積の変更

建築面積を変更する場合に、同時に生産施設面積の変更、緑地等の環境施設面積及び配置の変更を伴う場合には変更の届出を要します。

エ 生産施設面積の変更

工場建物、屋外プラント類等の生産施設の増設、廃棄、スクラップアンドビルド等は生産施設の面積の変更該当するので、変更の届出を要します。

オ 緑地、環境施設面積の変更

緑地又は環境施設の面積を増加したり、減少したりする場合は、緑地面積の変更又は、環境施設面積の変更の届出を要します。なお、減少する面積と増加する面積が同じ面積であっても、配置が変更となるので、届出を要します。

(3) 軽微な変更

次に掲げる変更のみの場合は、軽微な変更として届出を要しません。ただし、次回の変更届を提出するときに、変更内容を併せて届出してください。

- ① 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに、環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更
- ② 生産施設の修繕による面積の変更であって、その修繕に係る部分の面積の合計が 30 m²未満のもの
- ③ 生産施設の撤去
- ④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加

(4) 氏名等の変更の届出（法第 12 条第 1 項）

新設又は変更の届出をした者が、氏名、名称又は住所を変更した場合は、変更の届出を要します。（社長等の変更は届出を要しない。）

(5) 承継の届出（法第 13 条第 3 項）

新設又は変更の届出をした者の地位を承継した者は、届出を要します。

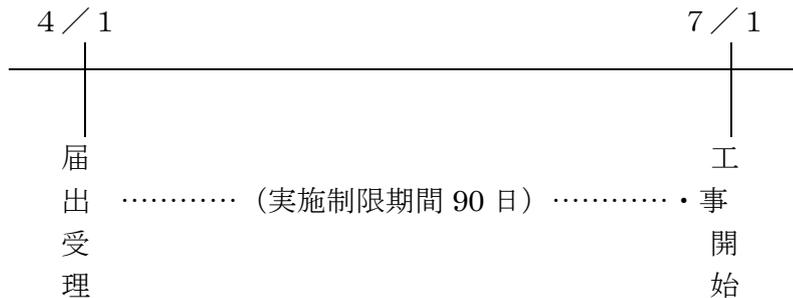
- ① 届出に係る特定工場の譲渡人、借受人
- ② 届出をした者の相続人（個人の場合）
- ③ 届出をした者に合併があったときの合併後存続する法人又は合併により設立した法人（法人の場合）

3 実施の制限（法第 11 条）

（1）実施の制限

新設又は変更の届出をした者は、その届出が受理された日から 90 日を経過した後でなければ、当該特定工場の新設又は変更することはできません。なお、実施制限期間の計算については、届出日及び工事開始日は含めません。

（例） 4 月 1 日に届出が受理され、7 月 1 日から工事を開始する場合



（2）工事の開始時点

工事の開始時点については、工事内容により次のとおりとなっています。

工 事 の 内 容	工 事 開 始 時 点
埋立、造成工事を行うもの	埋立、造成工事の開始時
埋立、造成工事を伴わないで生産施設等の設置工事から開始するもの	生産施設等の設置工事の開始時
工場敷地の買増し、一部売却等による敷地面積の変更のように工事の開始がないもの	移転登記日（移転登記を伴わない場合は、契約の日）

（3）実施制限期間の短縮

届出が受理されてから 90 日間は、新設、変更の工事等が制限されますが、原則として、届出内容が法第 9 条の勧告要件に該当しない場合については、必要に応じてこの期間を短縮し、工事等の実施制限を解除することができます。

※実施制限期間の短縮をする場合でも、最低 30 日間は必要です。

4 届出書類

(1) 新設又は変更の届出書類

No	届 出 書 類	新 設	変 更	
			一部改正法 附則第3条 第1項	法第8条第 1項
1	特定工場新設（変更）届出書（一般用）（様式第1号）	◎	◎	◎
	特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式第2号）			
	委任状（様式第3号）			
2	特定工場における生産施設の面積（別紙その1）	◎	◎	○
3	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置（別紙その2）	◎	◎	○
4	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置（別紙その3）	△	△	△
5	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用（別紙その4）	◇	◇	◇
6	特定工場新設（変更）の主旨説明書（様式第4号）	◎	◎	◎
7	特定工場の事業概要説明書（様式第5号）	◎	◎	◎
8	生産施設、緑地、環境施設、その他の主要施設の配置図（様式第6号）	◎	◎	◎
9	特定工場用地利用状況説明書（様式第7号）	◎	◎	◎
10	緑化計画書（様式第8号）	◎	◎	○
11	特定工場新設等のための工事日程（様式第9号）	◎	◎	◎
12	氏名（名称、住所）変更届出書（様式第15号）	○	○	○
13	特定工場承継届出書（様式第16号）	◎	◎	◎
14	特定工場廃止等届出（様式第18号）	◎	◎	◎

注1 ◎……提出することが必要な書類

○……変更事項により提出することが必要な書類

△……特定工場の設置場所が工業団地特例に該当する工業団地である場合に提出する書類

◇……特定工場の設置場所が工業集落地特例に該当する工業集落地である場合に提出する書類

注2 特定工場新設（変更）届出と併せて実施制限期間の短縮の申請を行う場合は、No1の「特定工場新設（変更）届出書（一般用）（様式第1）」による届出書に代えて、「特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（様式第2）」を提出すること。

- (2) 氏名等の変更の届出書類
氏名（名称、住所）変更届出書（様式第3）
- (3) 承継の届出書類
特定工場承継届出書（様式第4）
- (4) 届出書類の作成方法
 - ① 用紙の大きさ
図面、表などのやむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - ② 用紙のとじ方
 - ア 届出書類の順序（No. 1～No. 14）のとおりにとじること。
 - イ 代理人による届出の場合は、委任状を様式第1（様式第2）のあとにとじ込むこと。

5 届出部数及び提出先

- (1) 届出部数
全ての事務を志賀町が執り行いますので、志賀町長宛に2部提出ください。
（正副2部提出いただき、審査後に副本に受付印を押印のうえお返しします。）

- (2) 提出先

〒925-0198 羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
志賀町商工観光課企業誘致対策室
TEL 0767-32-9341
FAX 0767-32-3978

第2 生産施設、環境施設について（準則）

1 生産施設、環境施設

(1) 新設工場の生産施設、環境施設

	生産施設	環境施設（緑地及び緑地以外の環境施設）
定義	<p>1 下記の工程を形成する機械又は装置が設置される建築物</p> <p>① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）</p> <p>② 電気供給業における発電工程</p> <p>③ ガス供給業におけるガス製造工程</p> <p>④ 熱供給業における熱発生工程</p> <p>2 製造工程等を形成する機械又は装置で、1の建築物の外に設置されているもの。</p> <p>※製造工程等を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来るまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいう。</p>	<p>（緑地）</p> <p>1 樹木が成育する10㎡を越える区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、次の基準の一に適合するもの及び樹冠の面積の大きさから見てこれと同等と認められるもの。</p> <p>① 10㎡当たり高木（成木に達したときの樹高4m以上の樹木をいう。）が1本以上であること。</p> <p>② 20㎡当たり高木が1本以上及び低木（高木以外の樹木をいう。）が20本以上あること。</p> <p>2 低木又は芝その他地被植物（手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている10㎡を越える土地又は建築物屋上等緑化施設</p> <p>※建築物屋上等緑化施設……（敷地面積×緑地面積率20%×25/100）以下までなら緑地に算入可。</p> <p>（緑地以外の環境施設）</p> <p>次に掲げる施設の用に供する区画された土地で工場又は事業場の周辺地域の生活環境保持に寄与するように管理がなされるものとする。</p> <p>1 噴水、水流、池その他の修景施設</p> <p>2 屋外運動場</p> <p>3 広場</p> <p>4 屋内運動施設</p> <p>5 教養文化施設</p> <p>6 雨水浸透施設（浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装が施された土地等）</p> <p>7 1から5までに掲げる施設に類するもの</p>
敷地面積に対する割合	<p>生産施設の面積の敷地面積に対する割合は、業種の区分に応じ、下記の割合以下とする。</p> <p>1 第1種……10%</p> <p>2 第2種……15%</p> <p>3 第3種……20%</p> <p>4 第4種……30%</p> <p>5 第5種……40%</p>	<p>1 緑地の面積の敷地面積に対する割合……20%以上</p> <p>2 環境施設の面積の敷地面積に対する割合……25%以上</p> <p>3 環境施設の配置……敷地の周辺部に、敷地面積の15%以上を配置（環境施設の面積の60%以上）</p>
面積の測定方法	<p>1 工場建屋などの建築物</p> <p>① 建築基準法施行令第2条第1項第2号に定められている水平投影面積を測定する。</p> <p>② 同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって、壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合には、当該床面積を除いた面積とする。</p> <p>2 プラント等の屋外生産施設</p> <p>水平投影図の外周によって囲まれる面積を測定する。</p>	<p>（緑地）</p> <p>1 さく、置石、へい等で区画されている場合 当該土地の区画を緑地面積として測定する。</p> <p>2 区画されていない場合</p> <p>① 樹木が成育する土地で、区画されていない場合 外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を測定する。</p> <p>② 一列並木状の樹木が成育する土地で、区画されていない場合 並木の両端の樹木間を並木に沿って測った距離に1mを乗じた面積を測定する。</p> <p>③ 低木又は芝その他地被植物で表面が被われている土地の面積については、当該表面が被われている土地の面積を測定する。</p> <p>（緑地以外の環境施設）</p> <p>さく、置石、へい等でかくされた土地の面積（屋内運動施設及び教養文化施設にあつては、投影法による当該建築物の水平投影面積）を測定する。</p>

(2) 既存工場の生産施設、環境施設

- ① 昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「既存工場」という。）において、昭和49年6月29日以後に生産施設面積の変更（生産施設面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、第1条の規定に適合する生産施設面積、第2条の規定に適合する緑地面積及び第3条の規定に適合する環境施設面積の算定は、それぞれの次の各号に掲げる式によって行うものとする。

(ア) 生産施設面積

$$P \leq r(S - P_0 / r \alpha) - P_1$$

ただし、 $r(S - P_0 / r \alpha) - P_1 \leq 0$ のときは $P = 0$ とする。

これらの式において、 P 、 r 、 S 、 P_0 、 α 、 P_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- P 当該変更に係る生産施設の面積
 r 当該既存工場等が属する準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
 S 当該既存工場等の敷地面積
 P_0 昭和49年6月28日に設置されている生産施設面積及び設置のための工事が行われている生産施設面積の合計
 α 当該既存工場等が属する準則別表第2の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる数値
 P_1 昭和49年6月29日以後に生産施設面積の変更が行われた場合におけるその変更に係る面積の合計（昭和49年6月29日以後に生産施設面積の減少が行われる場合は、当該減少に係る面積の合計を減じたもの）

(イ) 当該生産施設面積の変更に伴い設置する緑地面積

$$G \geq P(0.2 - G_0 / S) / r$$

ただし、 $P(0.2 - G_0 / S) / r > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

これらの式において、 G 、 P 、 r 、 G_0 、 S 、 G_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- G 当該変更に伴い設置する緑地面積
 P 当該変更に係る生産施設面積
 r 当該既存工場等が属する準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
 G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地面積（当該届出前に届け出られた緑地面積の変更に係るものを含む。）の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更

以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な緑地面積の合計を越える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G 1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地面積（当該届出前に届け出られた緑地面積の変更に係るものを含む。）の合計

(ウ) 当該生産施設面積の変更に伴い設置する環境施設面積

$$E \geq P(0.25 - E_0 / S) / r$$

ただし、 $P(0.25 - E_0 / S) / r > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

これらの式において、E、P、r、E₀、S、E₁は、それぞれ次の数値を表すものとする。

E 当該変更に伴い設置する環境施設面積

P 当該変更に係る生産施設面積

r 当該既存工場等が属する準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設面積（当該届出前に届け出られた環境施設面積の変更に係るものを含む。）の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設面積変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設面積の合計を越える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設面積（当該届出前に届け出られた環境施設面積の変更に係るものを含む。）の合計

※1 工業団地に立地する工場については、特別な取扱いをする。（準則第6条）

2 2以上の業種に属する場合は、別途算定方法が定められている。

3 生産施設面積率 r 及び既存生産施設用敷地計算係数 α は、日本標準産業分類の細分類番号ごとに定められている。

準則別表第1

業種の区分		生産施設 面積率 (%)
第1種		10
第2種	化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業並びにコークス製造業	15
第3種	石油精製業、セメント製造業、電気供給業、パルプ製造業、石油化学系基礎製品製造業（一貫して誘導品を製造するものを含む。以下同じ。）及び板ガラス製造業	20
第4種	パルプ及び紙（加工紙含む。）製造業、無機化学工業製品製造業（無機顔料及び塩製造業を除く。）、高炉による製鉄業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、石油製品・石炭製品製造業（石油精製業及びコークス製造業を除く。）、窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、ボイラー・原動機製造業、特殊産業用機械製造業並びに蓄電池製造業	30
第5種	その他の製造業、ガス供給業及び熱供給業	40

準則別表第 2

業 種 の 区 分	既存生産 施設用敷 地計算係 数
<p>食料品・たばこ製造業（準則別表第 1 の上欄第 4 種の項に揚げるものを除く。）、繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業、木材・木製品製造業（準則別表第 1 の上欄第 4 種の項に揚げるものを除く。）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業（準則別表第 1 の上欄第 2 種の項から第 4 種の項に揚げるものを除く。）、印刷・同関連産業、塩製造業、医薬品製造業（医薬品原薬製造業を除く。）、ゼラチン・接着剤製造業、ゴム製品製造業（タイヤ・チューブ製造業を除く。）、なめし革・同製品・毛皮製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業、人造宝石製造業、鉄鋼業（準則別表第 1 上欄第 3 種の項及び第 4 種の項に揚げるものを除く。）、非鉄金属製造業（準則別表第 1 上欄第 3 種の項及び第 4 種の項に揚げるものを除く。）、金属製品製造業（建設用金属品製造業を除く。）、一般機械器具製造業（準則別表第 1 の上欄第 4 種の項に揚げるものを除く。）、電気機械器具製造業（準則別表第 1 の上欄第 4 種の項に揚げるものを除く。）、情報通信技術器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業（準則別表第 1 の上欄第 4 種の項に揚げるものを除く。）、精密機械器具製造業、貴金属製品製造業、楽器・レコード製造業、ガン具・運動競技用具製造業、ペン・鉛筆・絵画用品その他の事務用品製造業、装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業、プラスチック製品製造業、漆器製造業その他の準則別表第 1 の上欄第 5 種の項に揚げる製造業及び熱供給業</p>	1. 2
<p>化学調味料製造業、砂糖製造業、飲料製造業（清涼飲料製造業及び清酒製造業を除く。）、動植物油脂製造業、でんぷん製造業、製材業、造作材・合板・建築用組立材料その他の木製品材製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、繊維板製造業、化学工業（ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業〔合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。〕、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業（〔医薬品原薬製造業を除く。〕を除く。）、石油製品・石炭製品製造業（コークス製造業を除く。）、タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製造業（板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）、高炉によらない製鉄業、製鋼及び圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鍛鋼・鍛工品・铸鋼製造業、鋳鉄铸件製造業、非鉄金属第二次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む。）、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属铸件製造業、建設用金属製品製造業、蓄電池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車輛製造業、船舶製造・修理業（長さ 250m 以上の船台又はドックを有するものに限る。）、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車輛製造業、武器製造業、電気供給業並びにガス供給業</p>	1. 3
<p>有機化学工業製品製造業（合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。）、コークス製造業、板ガラス製造業、ボイラー・原動機製造業、農業用機械製造業（農器具製造業を除く。）、建設機械・鉱山機械製造業（トラクター製造業を含む。）、金属加工機械製造業（機械工具製造業を除く。）、繊維機械製造業、特殊産業用機械製造業、一般産業用機械・装置製造業（動力伝導装置製造業を除く。）、冷凍機・温湿調整装置製造業、包装機械・荷造機械製造業、発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業（配線器具・配線付属品製造業を除く。）及び船用機関製造業</p>	1. 4
<p>ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次製錬・精製業</p>	1. 5

2 工業団地の特例、工業集合地の特例について

(1) 工業団地の特例

下記の①に該当する工業団地で、②に該当する工業団地共通施設がある場合は、その工業団地に入居する工場等の生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境面積を計算上求める方法として、当該共通施設面積を各工場等の固有の敷地面積に応じて比例配分し、固有の敷地面積や緑地面積に加算することができます。

① 工業団地の定義

地方公共団体、公団、事業団、地方開発公社、第三セクター、民間デベロッパー、立地予定企業の組合などにより主として工場を設置させる目的で先行的につくられる、いわゆる先行造成型工業団地をいいます。

② 工業団地共通施設の定義

工業団地の造成と一体的に計画されて設置される非分譲の土地であり、緑地、緑地以外の環境施設、公害防止施設、排水施設、工業団地管理事務書、集会場、駐車場等の設けられる敷地をいいます。

(2) 工業集合地の特例

一部改正法（平成 10 年 1 月 31 日から施行）により、追加されたものです。

下記の①に該当する工業集合地で、②に該当する隣接緑地がある場合は、その工業団地に入居する工場等の生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の根拠となる敷地面積、緑地面積、環境面積を計算上求める方法として、当該隣接緑地面積を各工場等の隣接緑地整備に要する費用負担額に応じて比例配分し、固有の敷地面積や緑地面積に加算することができます。

① 工業集合地の要件

製造業等に係る 2 つ以上の工場又は事業場が集中して立地し、物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても、一体性をもった土地に工場等が立地している敷地をいいます。

② 隣接緑地の要件

工業集合地に隣接し、物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても、一体性をもった土地に緑地が整備され、工業集合地の形成に伴って、計画的に整備、維持管理されている緑地をいいます。

3 老朽化工場の建替えの配慮に関する規定

一部改正法（平成 10 年 1 月 31 日から施行）により、追加されたものです。

昭和 49 年以前に設置されていた工場、いわゆる「既存工場」については、敷地面積の 25% の環境施設（うち 20% を緑地）を整備することが、困難であるため、生産施設の建替え等の工場内レイアウトを見直す際に、生産施設のビルド面積に応じた緑地整備が義務づけられています。

しかしながら、下記の要件を満たす場合には、ビルド面積に応じた緑地を確保できない場合においても建替えを行うことができます。

〈要件〉

次の(1)、(2)のいずれの要件とも満たし、周辺への環境負荷が軽減される場合には、算定式により求まる緑地又は環境施設の面積に満たなくとも建替えを行うことが可能です。ただし、ビルド面積を超えない部分に限ります。

(1) 対象工場要件

以下の①かつ②に該当すること

- ① 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、工場外観と周りの景観、環境との調和、省エネルギー・新エネルギー設備の導入、リサイクル施設の導入等の産業廃棄物処理を適正化など周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること
- ② 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が一定量改善されること

(2) 生活環境保全等要件

以下の①～③の内いずれか一つに該当する場合

- ① 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新
- ② 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺生活環境に配慮したレイアウトに変更
- ③ 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと

第3 届出書及び付属書類作成例

様式第1号（第3条関係）

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

令和〇年〇月〇日

志賀町長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏名又は名称 〇〇株式会社
 代表者氏名 取締役社長 〇〇〇〇
 (担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
 電話 () ()

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

1	特定工場の設置の場所	〒 石川県羽咋郡志賀町〇〇 〇〇番地（〇〇工場）	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	変更後
		自動車部分品・付属品 製造業 （細分類 3113）	変更なし
3	特定工場の敷地面積	29,000㎡	変更なし
4	特定工場の建築面積	6,000㎡	8,000㎡
5	特定工場における生産施設の面積	別紙その1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙その2のとおり	
7	工業団地面積並びに工業団地共通施設面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙その3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙その4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	該当なし
		施設の設置工事	令和〇年〇月〇日
※整理番号		※備考	
※受理番号			
※審査結果			

- 備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
 2 代理人が届け出る場合は、代理者の委任状が必要です。

様式第2号（第3条関係）

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

令和〇年〇月〇日

志賀町長様

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
 氏名又は名称 〇〇株式会社
 代表者氏名 取締役社長 〇〇〇〇
 (担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
 電話 () ()

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒 石川県羽咋郡志賀町〇〇 〇〇番地（〇〇工場）	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するもの にあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	変更後
		自動車部分品・付属品 製造業 （細分類 3113）	変更なし
3	特定工場の敷地面積	29,000㎡	変更なし
4	特定工場の建築面積	6,000㎡	8,000㎡
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地面積並びに工業団地共通施設面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等	該当なし
		施設の設置工事	令和〇年〇月〇日
※整理番号		※備考	
※受理番号			
※審査結果			

- 備考 1 ※の欄には、記入しないこと。
 2 代理人が届け出る場合は、代理者の委任状が必要です。

委 任 状

特定工場の名称 _____ ○○株式会社○○工場

特定工場の設置場所 _____ 石川県羽咋郡志賀町○○ ○○番地

代理人役職氏名 _____ ○○株式会社○○工場長 ○○○○

上記のとおり代理人を定め、下記の事項を委任します。

記

委任事項

工場立地法に基づく届出についての一切の権限

平成○○年○月○○日

住 所 ○○県○○市○○町○○番地
氏名又は名称 ○○株式会社
代表者氏名 取締役社長 ○○○○

- 備考 1 理人が届け出る場合は、代理者の委任状が必要です。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙その1

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第1製造工場	セ-1	1,000	1,500	+500
(機械プレス工場)	(セ-1-1)	(600)	(900)	(+300)
〃	(セ-1-2)	(400)	(600)	(+200)
第2製造工場	セ-2	なし	1,500	+1,500
第3製造工場	セ-3	1,000	500	△500
第4製造工場	セ-4	1,000	1,500	△500 +1,000
第5製造工場	セ-5	1,000	変更なし	
ボイラー室	セ-6	100	〃	
生産施設の面積の合計		4,100	6,100	△1,000 +3,000

別紙その2

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1. 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称		施設番号	面積 (㎡)		
			変更前	変更後	増減
樹林地	東側周辺部	リ-1	1,400	2,800	+1,400
高低木	東側周辺部	リ-2	300	400	+100
低木地	正面の周り	リ-3	100	変更なし	
樹木、芝混植地	南側周辺部	リ-4	450	〃	
芝生地	研究所前	リ-5	50	100	+50
芝生地	南側周辺部	リ-6	なし	550	+550
緑地面積の合計			2,300	4,400	+2,100
緑地以外の環境施設の名称		施設番号	面積 (㎡)		
			変更前	変更後	増減
テニスコート		カ-1	500	1,000	+500
			※さく、置石、塀などで区画された面積を測定すること。		
緑地以外の環境施設の面積の合計			500	1,000	+500
環境施設の面積の合計			2,800	5,400	+2,600

2. 環境施設の配置

	変更前	変更後	増減
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ-1～リ-3、カ-1	リ-1～リ-3、リ-6、カ-1	リ-6
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	2,300	4,850	+2,550
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	当工場の東側に住宅地帯があるため、その方向に樹木を中心に配置し、その他緑地についても工場周辺部に配置するようにした。		

別紙その3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称	能登中核工業団地			
工業団地の所在地	羽咋郡志賀町若葉台			
工業団地の面積	1,594,785 m ²			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計	875,516 m ²			
工業団地共通施設の面積の合計	719,269 m ²			
うち 緑地	面積	417,343 m ²	工業団地内緑地	
緑地以外の環境施設	面積	71,557 m ²	種類	共同福祉施設、運動公園、体育館、公園、上水道配水施設、工場排水調整池
その他の共通施設	面積	65,489 m ²	種類	ダム、送電鉄塔
その他の施設	面積	164,880 m ²	種類	工業団地内道路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明				

備考 その他の施設の面積欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積を減じた面積を記載すること。

別紙その4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称					
隣接緑地等の所在地					
隣接緑地等の面積の合計		m ²			
うち 緑地	面積	m ²			
緑地以外の環境施設	面積	m ²		種類	
事業者の負担する総額		設置費用	円		
		維持管理費用	円		
うち届出者の負担費用		設置費用	円		
		維持管理費用	円		
隣接緑地等の配置に関する概略 図その他の説明					

- 備考 1 事業者の負担する総額の欄は、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 うち届出者の負担費用の欄は、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

特定工場新設(変更)の主旨説明書

1 会社概要

(フリガナ)

会社名 ○○株式会社 資本金_____ (百万円)
住所 ○○県○○市○○町○○番地
郵便番号 _____
設備投資予定額 _____ (百万円)
(内用地費) _____ (百万円)

2 新設(変更)の内容(核施設の単位を標準として該当するものに○をつけてください。)

敷地	増減			
生産施設	新設	増設(築)	改築(全部・一部)	撤去(全部・一部)
緑地	新設	増設	配置替え	撤去(全部・一部)
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え	撤去(全部・一部)

3 新設(変更)の主旨説明

- 備考 1 主旨説明については、届出理由及び敷地、生産施設、緑地、環境施設、製品名等の項目ごとに分けて届出内容を簡単に記載すること。
- 2 表題のうち「新設(変更)」については届出に応じ、いずれか該当する文字を○で囲むこと。(文章作成ソフト等で作成する場合は該当する項目を削除してもよい。)
- 3 工場案内等の会社概要説明書があれば添付すること。

整理番号	
------	--

事業概要説明書

1	生産開始日												令和〇〇年10月1日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量																	
	製 品 名				生 産 能 力				生 産 数 量									
	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後							
	燃料コック		変更なし		9,000 t/月		10,000 t/月		8,000 t/月		9,000 t/月							
3	水源別工業用水使用量 計 400 (単位：t/日)																	
	上水道		工業用水道		河川表流水		井戸水		その他		回収水		海水					
	変 更 前		200				100											
	変 更 後		400				0											
4	電力の使用量 計 7,000 (単位：KWH/日)																	
	買電による電力使用量								自家発電による電力使用量									
	変 更 前				変 更 後				変 更 前				変 更 後					
	5,000				7,000													
5	輸送手段別輸送量 計 200 (単位：t/月)																	
					自動車		鉄 道		船 舶		その他		計					
	変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後		変 更 前		変 更 後			
	燃料、原材料及び外注品				70		100											
	製 品				70		100											
6	従業員数 計 350 (単位：人)																	
	職 員		変 更 前		変 更 後		工 員		変 更 前		変 更 後		計		変 更 前		変 更 後	
	男		10		変 更 な し		男		100		変 更 な し		男		110		変 更 な し	
女		40		変 更 な し		女		200		変 更 な し		女		240		変 更 な し		

備考 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載すること。
輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当り平均輸送量を記載すること。

様式第6号（第3条関係）

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



① 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載すること。図面の縮尺は、原則として敷地が 100 h a 未満の工場等に当たっては五百分の一ないし千分の一、100 h a 以上 500 h a 未満の工場等に当たっては千分の一ないし二千分の一、500 h a 以上の工場等に当たっては二千分の一ないし三千分の一程度とすること。

② 変更の届出の場合は、変更前と変更後の状態が比較できるように明示すること。
（凡 例）

施設 の 名 称	色 彩	増 設	廃 止	既 存
生 産 施 設	青			
緑 地	緑			
緑地以外の環境施設	黄			

③ 各建築物の建築面積一覧表を添付するか、又は図面の余白に記載すること。
（記 載 例）

番号	建築物の名称	施設番号	建築面積 (㎡)		建築延面積 (㎡)		備 考
			変更前	変更後	変更前	変更後	
①	事 務 所		225	変更なし	400	変更なし	
②	製 造 工 場	セー1	1,000	1,500	1,500	2,100	

④ 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付すること。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	29,000 m ²	うち自己所有地	29,000 m ²
都市計画法上の区域区分（*該当項目を○で囲んで下さい。）	①工業専用地域 ②工業地域 ③準工業地域 ④住宅系地域 ⑤商業系地域 ⑥市街化調整区域 ⑦未線引都市計画区域 ⑧都市計画区域外 ⑨都市計画なし		
特定工場用地利用状況説明図 ①特定工場の位置を示す図面として都市計画図を添付した場合は、工場周辺2km程度の範囲の土地利用状況が不明の場合を除き、当該説明図として都市計画図を併用して差し支えない。 ②図面には方位を示す記号を記載すること。	特定工場の用に供する土地利用の説明 1. 土地取得の経過 昭和60年6月から○○から取得 田 10,000 m ² 畑 3,000 m ² 山林 16,000 m ² 昭和60年10月 農地転用許可 2. 土地周辺の状況 東側 公園、住宅街 西側 社宅 南側 公道 北側 他社の工場用地 3. 周辺地域との関係 4. 当該届出による新設（変更）後の (1) 建ぺい率 27.6% (2) 生産施設面積率 21.0% (3) 緑地面積率 15.2% (4) 緑地以外の環境施設面積率 3.4% 5. 将来計画 6. 新設（変更）の目的 縮尺 1 /		

様式第8号（第3条関係）

緑 化 計 画 書

1. 施設番号別

施設 番号	面積（㎡）		樹木等の種類・その成更の程度・本数				植栽密度 （本/10㎡）		備 考
	変更前	変更後	変 更 前		変 更 後		変更前	変更後	
リー1	1,400	2,800	高木 カイズカイブキ クスノキ スギ 小 計	本 50 100 130 280	高木 カイズカイブキ クスノキ スギ サンゴジュ 小 計	本 100 150 200 30 480	2.0	1.7	
リー2	300	400	高木 サクラ シュロ サザンカ 小 計	本 5 2 14 21	高木 サクラ シュロ サザンカ 小 計	本 5 2 25 32	0.7	0.8	
			低木 サツキ 小 計	本 360 360	低木 サツキ ツツジ 小 計	本 400 60 460	12.0	11.5	
リー3	100	変更 なし	低木 ツツジ	本 400	変更なし	変更 なし	40.0	変更 なし	全面地域
リー4	450	"	高木 サザンカ マテバヤシ 小 計	本 10 10 20	"	"	0.4	"	全面樹冠 投影又は 地被
			低木 クチナシ サツキ 小 計	本 10 10 20	"	"	12.0	11.5	
			コウライシバ		"				
リー5	50	100	コウライシバ		"				全面地被
リー6	なし	550	なし		コウライシバ				全面地被
合計	2,300	4,400	高木 低木	本 321 780	高木 低木	本 532 880			

2. 種類別

種 類		施 設 番 号		面 積		樹木の性質	樹木の本数	
		変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後
樹木	樹林地（高木地）	リー 1	変更なし	1,400	2,800	高木	280	480
	高木・低木混植地	リー 2	〃	300	400	高木 低木	21 360	32 460
	その他 なし							
低木 又は 芝生 その他の 地被植物	低 木 地	リー 3	変更なし	100	変更なし	低木	400	変更なし
	芝 生 地	リー 5	リー 5 リー 6	50	650			
	その他 樹木・ 芝混植地	リー 4	変更なし	450	変更なし	高木 低木	20 20	変更なし
	合 計			2,300	4,400	高木 低木	321 780	532 880

3. 緑地の維持管理方法

緑地の維持管理の担当課、委託先等及び緑化維持管理年間スケジュールなどを記載すること。

備考

1. 植栽密度欄については、10 m²当りの、高木及び低木の本数を記載すること。

なお、原則として次の数値を記載したものとなる。

(1) 高木地

高木 1.0 以上

(2) 高木、低木混植地で、高木の植栽密度が 1.0 未満の場合

高木 0.5 以上 低木 10.0 以上

2. 備考欄については、次のとおり記載すること。

(1) 樹冠の投影面積で緑地面積を測定した場合

「全面樹冠投影」又は「○○m²樹冠投影」

(2) 低木又は芝生その他の地被植物で表面が被われている土地の面積を緑地とした場合

「全面地被」又は「○○m²地被」

3. 樹木欄及び低木又は芝生その他の地被植物欄について、リー 4 のように規則第 3 条の各号に区分することが困難な緑地がある場合には、当該緑地の内容から判断して、ウェートの高い方の欄のその他の項目に記入すること。

様式第9号（第3条関係）

特定工場の新築等のための工事の日程

年 月 工事の種類		工 事 の 日 程									
		年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月
造成(埋立)工事 該当なし											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1製造工場	セー1	3/1						9/30	10/1 生産 開始		
第2製造工場	セー2			5/1				9/30			
第3製造工場	セー3		4/1	5/31							
第4製造工場	セー4				6/1			9/30			
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
樹林地	リー1	3/5	4/30								
高低木混植地	リー2	3/5	4/30								
芝生地	リー5	3/5	4/30								
芝生地	リー6	3/5		5/31							
テニスコート	カー1		4/1	5/31							
事務所				5/1		7/31					
倉庫					6/1			9/30			

※緑地・環境施設の設置工事は、生産施設の生産開始日までに完了してください。

様式第 10 号(第 3 条関係)

準 則 計 算 表

中分類業種名： _____

細分類番号： _____

r : _____ α : _____

1 生産施設

(1) 単一業種

(2) 2 以上兼業

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 \qquad G \leq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S - \sum_{i=1}^m \frac{P_{0i}}{\gamma_i \alpha_i}$$

$$\text{(敷地面積)} \quad m^2 \times \qquad = \qquad > \qquad m^2$$

(業種ごとの生産施設割合) (生産施設面積)

2 緑地

(1) 単一業種

(2) 2 以上の兼業

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) \qquad G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$\text{(敷地面積)} \quad m^2 \times 0.2 = < m^2$$

(緑地面積)

3 緑地

(1) 単一業種

(2) 2 以上の兼業

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) \qquad G \geq \sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

$$\text{(敷地面積)} \quad m^2 \times 0.25 = < m^2$$

(環境施設面積)

※緑地含む

- 備考
- 1 業種については、日本産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載すること。
 - 2 2 以上の業種に属する特定工場の場合には様式は特に定めない。各業種毎の生産施設面積を γ 、 α の根別に整理したものを記載すること。
 - 3 準則計算推移表を添付すること。
 - 4 計算は、小数点第 5 位を四捨五入すること。

様式第 15 号（第 7 条関係）

氏名（名称、住所）変更届出書

令和〇年〇月〇日

志 賀 町 長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名又は名称 〇〇 株 式 会 社
代表者氏名 取締役社長 〇〇〇〇
(担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
電話 () ()

氏名（名称、住所）に変更があったので、工場立地法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変 更 前		
	変 更 後		
変更年月日		変更の理由	
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第 16 号 (第 8 条関係)

特 定 工 場 承 継 届 出 書

令和〇年〇月〇日

志 賀 町 長 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
氏名又は名称 〇〇 株 式 会 社
代表者氏名 取締役社長 〇〇〇〇
(担当者) 〇〇課 〇〇〇〇
電話 () ()

特定工場に係る届出をした者の地位を承継したので、工場立地法第 13 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
特定工場の設置の場所		承継の年月日	
		承継の原因	
※整理番号		※受理年月日	
※備考			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
3 添付資料：新会社の登記簿謄本、譲渡（賃貸）契約書、工事許可書の写し各 1 通

特定工場廃止等届出書

年 月 日

志賀町長 様

届出者 住 所
氏名又は名称
代表者氏名
(担当者)
電話 () ()

1	名 称				
2	所 在				
3	廃止等の(予定)年月日	年 月 日			
4	廃止の理由	①廃止 ②規模の縮小(特定工場に該当しなくなる場合) ③業種・用途の変更(特定工場に該当しなくなる場合) ④町外へ移転			
		※規模の縮小の場合	敷地面積	(変更前)	m ²
				(変更後)	m ²
		※業種・用途の変更場合	建築面積	(変更前)	m ²
(変更後)	m ²				
5	跡地の利用予定	①売却する(一部・全部) ②自社利用する ③地主に返還 ④未定			
廃止(移転)後の連絡先		〒 住所 ○○県○○市○○町○○番地 氏名又は名称 ○○株式会社○○部(課) 電話 担当者 ○○課 ○○○○			
※備 考					

備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
2 日本工業規格A4とすること。

第4 用語等の解釈運用について

1 「製造業等」

製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気業、ガス業又は熱供給業とする。

製造業に含まれる物品の加工修理業とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料加工処理を加えて加工賃を受け取ること）と修理をそれぞれ合わせて行う船舶製造・修理業、鉄道車輛製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれない。

2 「製造業等に係る工場又は事業場」

製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）とは、規則第2条による生産施設を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいう。したがって、本社、営業所、変電所、石油油層所等は生産施設を有しないので工場等とはしない。

次のような事業場は、製造業等に係る工場又は事業場に含まれない。

①工場とは別の団地にある独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等

（例1）油層所（潤滑油ベースに添加剤を加えて出荷する油層所を含む。）

（例2）石炭の集荷、出荷場（混炭を行う石炭の集荷、出荷場を含む。）

②農林水産物出荷のための選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）

③業として保管を行う事業所で当該保管業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所

④修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）

⑤電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所

⑥鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等

⑦LPガスを重鎮して小売する事業所等

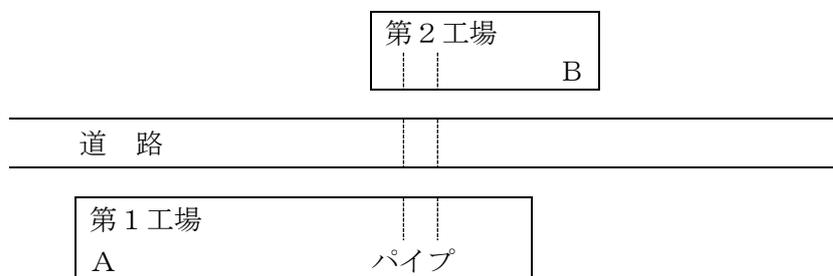
⑧機械又は装置を設置している職業訓練所、学校等

3 「一の団地」

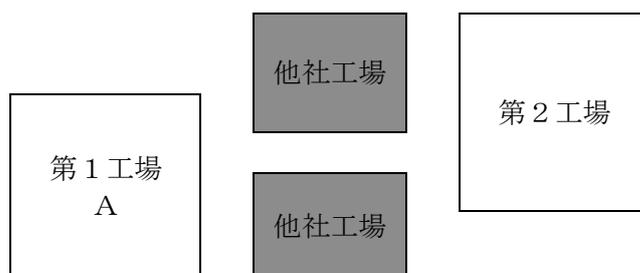
一の団地とは、連続した一区画内の土地をいう。したがって、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではないが、その工場自体のために設けられた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されているが生産工程上、環境保全上、若しくは管理運営上極めて密接な関連があり一体をなしている場合は、一の団地と解する。

一の団地内の工場敷地面積のとり方については、次の事例を参考とされたい。

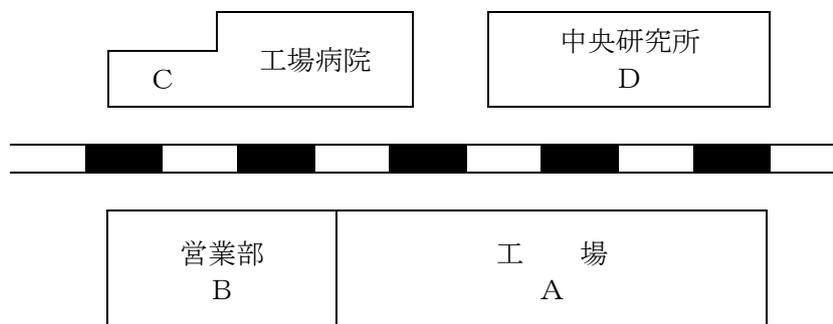
(例1) 第1工場と第2工場の間に道路を挟んでいるが、生産機能上密接につながりがある場合は、一の団地とし、工場敷地面積はA+Bとする。



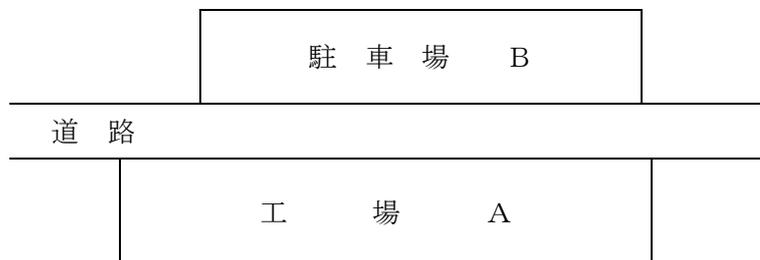
(例2) 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合は、一の団地とならず、第1工場の敷地面積はAとする。



(例3) 鉄道を隔てて工場と病院、研究所とがあり、同一法人の所有敷地である（それぞれ区画ははっきり区別できるものとする。）場合で、研究所も中央研究所のように直接工場と関係がない場合は、一の団地としない。なお、病院は敷地面積から除かれる。したがって、工場敷地面積はA+Bとする。



(例4) 道路、鉄道等を隔てて工場と緑地、運動場、体育館、駐車場とがある場合は、一の団地とし、工場敷地面積は $A + B$ とする。



(例5) 飛地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地としない。

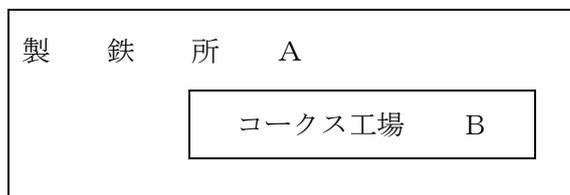
(例6) 高速道路等の幅の広い道路、又は河口部等の非常に幅の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは、一の団地としない。

4 「工場等の敷地面積」

工場等の敷地面積とは、工場等の用に供する土地の全面積をいう。工場等の用に供する土地には社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明解な計画のあるものは含まれないが、当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は含まれる。

- (1) 工場敷地面積は、所有地、借地等のいかんを問わず、当該工場の用に供する土地の面積をいう。したがって、子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となる。ただし、建設、土木工事等に伴う臨時的な業者のハウスの敷地は当該工場の一体の敷地に含まれるものとする。

(例1) 自社工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合は、製鉄所の敷地面積は、コークス工場の敷地面積を除いた $A - B$ とする。



- (2) 工場敷地から除外する社宅、寮、病院の取扱いについては、社宅、寮、病院の占める土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮、病院の建築面積を 0.6 で除した面積を工場敷地面積から除外する。なお、病院には患者の収容施設を有する診療所を含むものとする。

5 「工場等の建築面積」

工場等の建築面積とは、工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定による。すなわち、建築物（地階で地盤面上1 m以下にある部分を除く。）の外壁又はこれに代わる柱の中心線（軒、ひさし、はねだし縁、その他これらに類するもので当該中心線から水平距離1 m以上突き出たものがある場合においては、その端から水平距離1 m後退した線）で囲まれた部分の水平投影面積を測定する。

6 「生産施設」

(1) 生産施設とは、規則第2条に規定する施設をいうが、同条にいう物品の製造工程を形成する機械又は装置とは、原材料に最初の加工を行う工程から出荷段階前の最終の製品が出来上がるまでの工程のうち、直接製造・加工を行う工程を形成する機械又は装置及びこれらに付帯する用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）をいい、施設の具体的な取扱いについては、次の例によるものとする。

また、同条にいう発電工程、ガス製造工程、熱発生工程又は加工修理工程を形成する機械又は装置は、物品の製造工程を形成する機械又は装置に準ずるものとする。

① 事務所、研究所、食堂等で独立の建築物であるものは生産施設としない。

② 倉庫関連施設

ア 原材料、資材、製品又は機器類の倉庫、置場若しくはタンク等で専ら貯蔵の用に供する独立した施設は生産施設としない。

イ 倉庫又は置場に付随した原材料の仕分け施設、納入品の検査所、原材料又は最終の製品の抜き検査施設、計量施設は生産施設としない。

③ 出荷・輸送関連施設

ア 生産工程の一環として製品の包装・梱包を継続して行う施設は生産施設とする。

イ 倉庫又は置場に付随した最終の製品を出荷するための施設は生産施設としない。

ウ 屋外ベルトコンベアー、輸送用配管等の専ら輸送の用に供する施設は生産施設としない。

④ 用役施設（受変電施設及び用水施設を除く。）

自家発電施設、ボイラー（純水製造設備を含む。）、コンプレッサー、酸素製造施設、熱交換器、整流器等は生産施設とする。なお、用役施設から除かれる受変電施設とは、変電所、開閉所、受電施設等をいい、用水施設とは工業用水の取水・貯水施設、冷水塔、排水施設等をいう。

ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設であって規則第2条にいう製造工程等の用以外の用に専ら供されているもの、たとえば、事務所用の空気調節施設（ボイラー、コンプレッサー、ポンプ等）又は、出荷施設や用水施設の用に供されているコンプレッサー、ポンプ等は生産施設としない。

ただし、製造工程等の用に一部供用されるボイラー、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設とする。

また、工場建屋のための空気調節施設は製造工程等の用に供するので生産施設とする。

⑤ 煙突、煙道等排煙施設は排水施設に準ずるものとし、生産施設としない。

⑥ 検査所（試験室）

製品の検査が生産工程の一環として行われる検査所、試験室は生産施設とするが、独立して製品の技術開発を目的とする試験研究を行う検査所又は試験室は生産施設としない。

⑦ 修理工場

製造・加工と修理を合わせて行う修理工場は生産施設とするが、単に部品の取り替え等によって自らの工場等の生産施設の修理のみを行う修理工場は生産施設とはしない。

⑧ 公害防止施設

自らの工場における排出物を処理するための施設は公害防止施設とし、生産施設とはしない。例えば、重油脱硫施設などはこの意味から生産施設である。しかし、当該施設によって有用成分の回収又は副産品の生産を行う場合は、次の考え方によるものとする。

ア 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を自己の主製品の原材料として使用する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該有用成分を原材料等として使用するための加工等の用に供される施設は公害防止施設とする。

a 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。

b 当該有用成分を原材料として使用するための加工等を行うことにより、その原材料等を他から購入することに比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

イ 生産工程からの排出物の処理の過程において得た有用成分を製品化する場合において、次のいずれにも該当するときにおける当該製品化工程の用に供される施設は公害防止施設とする。

a 当該有用成分を廃棄することにより公害を生ずる恐れがあると認められる事情があること。

b 当該有用成分を製品化して販売することにより、その有用成分をそのまま廃棄することと比べ、明らかに継続して損失が生ずると認められること。

以上の具体例を示すと、

(a) クラフトパルプ当製造工程における黒液燃焼装置は生産施設とする。

(b) 非鉄金属製錬における硫酸回収施設等は生産施設とする。

(c) 発電所における排煙脱硫施設等は生産施設としない。

(d) 排水処理施設からの排水を再度循環利用する場合であっても、当該排水処理施設は生産施設としない。

(e) 工場からのばい塵又は粉塵の防除を行うための集塵施設であって有用成分の回収を行わないものは生産施設としない。

(f) 製造業の用に供するLNG、LPGの気化装置は生産施設とする。

(g) ガス製造工程におけるコークス炉ガスの脱硫施設は生産施設とする。

(h) 高炉ガスからのアンモニア回収施設は生産施設とする。

(i) サルファイドパルプ製造工場の廃液濃縮燃焼装置は生産施設としない。

(j) アルコール製造工場における蒸留廃液のク濃縮燃焼装置は生産施設としない。

(k) 製鉄工場、金属製品製造工場における廃液、廃アルカリ回収施設は生産施設とする。

(l) セミケミカルパルプ、ケミグランドパルプの廃液濃縮燃焼装置は生産施設としない。

(m) 製鉄工場において、自家消費するコークス炉ガスを公害防止を目的として脱硫する施設は生産施設としない。

⑨ 休廃止施設

一時的な遊休施設は生産施設とする。また、廃止された施設であっても撤去されない限り原則として生産施設とする。

⑩ 試作プラント

試作品、開拓品等の製造、研究する施設は原則として生産施設から除外するが、当該試作のための施設の規模、性能等からみて実稼動プラントに移行する可能性のあるもの、あるいは当該試作品等を販売する場合はこの限りではない。

(2) 生産施設の面積の測定方法

生産施設的面積は原則として投影法による水平投影面積を測定する。

① 規則第2条第1号の建築物の面積

工場等の建築面積の測り方と同様に建築基準法施行令第2条第1項第2号の算定方法による。建築物の一部に製造工程等を形成する機械又は装置が設置される場合における生産施設的面積は、原則として、当該建築物の全水平投影面積とするが、同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって、壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるものがある場合は、当該床面積を除いた面積とする。

ア「同一建築物内の原材料若しくは完成品の倉庫、一般管理部門の事務所又は食堂であって、壁で明確に仕切られることにより実質的に別の建築物とみなされるもの」の解釈

壁の一部に連絡通路の扉のある場合、又は壁の一部を連絡通路若しくはコンベアが貫通しているような場合も、壁で明確に仕切られているものとして取扱ってよい。ただし、同一建築物の天井にクレーンが設置されて吹き抜けとなっている場合、壁が床から中空までしかないような場合及び移動式カーテンウォール、のれんに類するようなカーテン、つい立て等によって仕切られているような場合は、実質的に別の建築物とはみなされず当該建築物全体を生産施設として取扱うものとする。

イ「同一建築物内の一般管理部門の事務所」の解釈

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる一般管理部門の事務所とは、工場全体の管理部門の事務所をいい、単に製造部門の現場監督事務所、現場作業事務所等をいうものではない。

ウ「同一建築物内の原材料又は完成品の倉庫」の解釈

同一建築物のうち、生産施設面積から除くことのできる倉庫は、原材料若しくは完成品の倉庫であるが、資材倉庫、機器類の倉庫で壁で明確に仕切られている場合は、これに準ずるものとする。

② 規則第2条第2号の機械又は装置の面積

原則として、当該機械又は装置の水平投影図の外周によって囲まれる面積とする。(原則として地盤面上1m未満の基礎部を除く。)

7 「緑地」

(1) 緑地とは、規則第3条に規定する区画された土地をいう。この場合、樹木の生育する土地については、当該土地（その一部に緑地以外の環境施設が含まれているときは、当該環境施設の部分以外の土地）の全体について平均的に植栽されている必要があり、また、緑地の植栽工事の完了期限は原則として届出に係る生産施設の運転開始時までとする。

(2) 緑地の測定方法

① 樹木が生育する土地でさく、置石、へい等により区画をされているものについては、当該土地の区画の面積を緑地面積として測定する。

- ② 次の場合、実質的に区画されているものとして扱い、次のようにして測定する。
 - ア 樹木が生育する土地でさく、置石、へい等により区画をされていないものについては、外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積として測定する。
 - イ 一列の並木状の樹木が生育する土地でさく、置石、へい等により区画をされていないものについては、当該並木の両端の樹木に沿って測った距離に1 mを乗じた面積を緑地面積として測定する。
- ③ 単独の樹木で届出時の樹冠の水平投影面積が10 m²を超えるものについては、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。
- ④ 低木又は芝その他の地被植物で表面を被われている土地の面積については、当該表面が被われている土地の面積を緑地面積として測定する。

8 「緑地以外の環境施設」

- (1) 緑地以外の環境施設とは、規則第4条に規定する区画された土地をいい、粉塵、騒音等を防止する観点のみならず、工場立地が周辺住民に与える違和感等も含めて周辺地域との調和を保つために整備することをねらいとしたものである。こうした考え方から、駐車場、原材料等の置場、専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等は含まれず、また、水流、池は美観等の観点からみて公園施設又はこれに類するものに限る。
 - ① 環境施設の判断基準は次の2つのうち、1つを満たすこととする。
 - ア オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されていること。
 - イ 屋内運動施設及び教養文化施設であって、一般の利用に供されるよう管理されたいること。したがって、たとえば、水流であっても単なる排水溝は基準に該当しないし、専ら従業員の利用に供する体育館も基準に該当しないので環境施設としないが、防火用の貯水池でも美観等の面で公園的な形態を整えているものは、環境施設とする。
 - ② 修景施設とは、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、日陰たな等の施設をいう。
 - ③ 屋外運動場とは、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、バスケットボールコート、バレーボールコート、水泳プール、スケート場、相撲場等で屋外にあるもの（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワー室その他の工作物を含む。）をいう。
 - ④ 広場とは、単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、キャッチボール、バレーボール程度の簡単な運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいう。
 - ⑤ 屋内運動施設とは、体育館、屋内水泳プール、屋内テニスコート、武道館、アスレチックジム等（これらに付属する観覧席、更衣室、シャワー室その他の工作物を含む。）をいう。
 - ⑥ 教養文化施設とは、企業博物館（製造業等に関する歴史的、文化的に価値ある資料を豊富に収集し、保管し、展示している施設をいう。）、美術館、ホール（音楽又は演劇等に利用する施設で音響設備、観覧席等が整備されているものをいう。）等であって、教養文化の向上に資することが目的とされ、かつ、その効果が見込まれるものをいう。

したがって、主に販売を目的に自社製品を展示している施設、単に絵画を展示している通路等は、教養文化施設とはしない。

(2) 緑地以外の環境施設の測定方法

緑地以外の環境施設は、さく、置石、へい等で区画された土地の面積（規則第4条第4号及び第5号に規定する屋内運動施設及び教養文化施設にあつては、投影法による当該建築物の投影法による当該建築物の水平投影面積）を環境施設面積として測定する。

専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等は、それ自体は緑地以外の環境施設ではないが、緑地その他の環境施設に付置され一体をなしている場合は、専ら従業員の利用に供する体育館、クラブハウス等の面積を除する必要はない。

9 「工事の開始」

工事の開始とは、次に掲げる各種工事ごとにそれぞれ連続して行われる作業のうち最初の作業を始めることをいう。

- (1) 埋立工事の開始は、シートパイルの打ち込み、海底の地盤改良、ケーソンの沈設、土砂の投入の各種作業うちいずれか早いものを始めることをいう。
- (2) 整備等のいわゆる造成工事の開始は、土地の掘削、土盛、地ならしの各作業のうちいずれか早いものを始めることをいう。
- (3) 生産施設若しくは生産施設以外の施設の設置工事の開始は、当該施設建設のための基礎打ち作業を始めることをいう。
- (4) 生産施設以外の既存の施設が用途変更により生産施設となる場合の工事の開始は、用途変更に伴い新たに必要とされる機械、設備、建築物等の新設、改造または移動等の作業を始めることをいう。